

| 番号 | 分類     | 質問   | 回答  |
|----|--------|--|---|
| 1  | 申請回数   | 同一年度内で一事業者が何度も申請できるか。  | 1事業所につき、1年度1回限り、補助限度額は50万円です。   |
| 2  | 添付書類   | 添付書類の「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」「直近の法人市町村税の納税証明書（指名願用）」について、証明書の発行日はいつのものであればよいか。                       | 発行日より3か月以内の原本を添付してください。   |
| 3  | 助成額の確定 | 助成金が支払われるのはいつの段階になるか。  | 助成事業完了後、実績報告書を提出し、確定審査が終わった後に請求書に基づき支払われます。支給決定が通知された段階で、助成金が支払われるわけではありません。                                    |
| 4  | 助成要件   | 本社は社屋や製造拠点は、自社所有ではなく賃貸物件であっても対象になるか。   | 設備設置場所が賃貸物件の場合は対象となりません。  |
| 5  | 助成要件   | 本社は圏域内だが、圏域外に所有する事業所の設備設置も対象になるか。  | なりません。圏域内に所有する製造拠点のみ対象となります。  |
| 6  | 添付書類   | この助成金を活用して、女性専用設備の改修を予定しているが、同時期に別の工事も自社負担で計画しているが、見積書は分けた方がよいか。                               | 他の工事とあわせて、助成事業の工事を行う場合には、見積書を分けて提出してください。   |
| 7  | 助成要件   | 既存の女性用設備が老朽化しているため、改修工事を行いたいですが、助成の対象となるか。   | 本助成の対象となる改修内容は要領で定めたもののみであり、単に老朽化を理由とする改修工事は対象となりません。   |
| 8  | 助成要件   | 事務所（または製造拠点）が老朽化したため、既存建物を取り壊して新しい事務所（または製造拠点）を建てる予定であり、その中に女性用設備を設置する予定だが、その部分に係る費用は助成対象となるか。 | 新築や増築に伴う設備設置は対象となりません。  |
| 9  | 助成要件   | テイクアウト用の食品を製造して、対面もしくはオンラインで販売している場合、製造業であり、調理場を製造拠点と考えて助成対象となるか。                              | 自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業ではなく小売業に分類されるため、対象となりません。   |
| 10 | 計画変更   | 事業着手後、工事中の段階で申請時の図面と変更せざるを得ない事情が発生した場合はどのようにしたらよいか。  | 申請時の工事後の予定図面と変更が生じる場合は、必ず変更工事内容に着手する前に札幌市に連絡をしてください。変更内容によっては、変更承認申請の手続きを行う必要があります。また、変更内容によっては、減額対象になる場合もあります。 |
| 11 | 添付書類   | 既存の男性専用もしくは男女共用スペースを、男性用・女性用に分ける場合、見積書はどのようにすればよいか。  | 男性用・女性用に係る工事の経費を、それぞれ明示してください。  |
| 12 | 助成要件   | 顧客が立ち入るスペースに、従業員と顧客両者が使用するトイレ等を設置する場合は助成対象となるか。  | なりません。あくまで従業員用に分離されたスペースに、従業員が使用するために設置するものが対象となります。  |